実務者研修学則

【設置目的】
第1条
昨今の高齢化社会において、介護に従事する者には、技術はもとより精神面における質の向上は必須です。この介護福祉実務者研修では実務経験のみでは修得できない、より専門的な知識・技術の修得を目的とします。

【名称】
第2条
研修の名称は、土屋ケアカレッジ実務者研修講座（通信課程）とする。

【位置】
第3条
当法人は、岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階に置く
研修場所は、下記 66 か所とする。
土屋ケアカレッジ 札幌教室
札幌市白石区東札幌2条5丁目 7-8 3D コート 3A 号室
土屋ケアカレッジ 札幌教室（A 教室）
札幌市白石区東札幌2条5丁目 7-8 3D コート 4-B.C 号室
土屋ケアカレッジ 札幌教室（B 教室）
札幌市白石区東札幌2条5丁目 7-8 3D コート 4-D 号室
土屋ケアカレッジ 札幌第2職業能力訓練センター教室
北海道札幌市東区東苗穂 2 条 1 丁目 5 番 2 号
土屋ケアカレッジ 仙台教室
宮城県仙台市宮城野区榴岡 4 丁目 13 番 1 号 サンアドバンスビル5F
土屋ケアカレッジ 仙台南町通教室
宮城県仙台市青葉区一番町 2 丁目 2-11 番地 TK ビル 2F
土屋ケアカレッジ 仙台荒井教室
宮城県仙台市若林区荒井東1丁目 8-4 アライデザインセンター2 F 号室
土屋ケアカレッジ 三鷹教室
東京都武蔵野市中町 2 丁目 6-5 アルファ武蔵野 2-306 号室
土屋ケアカレッジ コスモス綾瀬教室
東京都足立区東綾瀬 1-3-6
土屋ケアカレッジ 上野教室
東京都台東区上野 3 丁目 3 番 4 号 JTT ビル 7 階
土屋ケアカレッジ 相模大野教室
神奈川県相模原市南区相模大野 3 丁目 19 番 13 号 アーベイン相模 602 号室
土屋ケアカレッジ横浜教室
神奈川県横浜市中区山下町 252 番地 1 グランベル横浜ビル 3 階 B 号室
土屋ケアカレッジ千葉教室
千葉県千葉市中央区富士見 2-10-6 ピーアイ千葉富士見ビル8階 A 室

土屋ケアカレッジ 大宮教室
埼玉県さいたま市大宮区大成町 3 丁目 513 番地 セブンビル 4 階 A 号室
土屋ケアカレッジ 水戸教室
茨城県水戸市桜川 1 丁目 5-15 アーバンエンタープライズ都市ビル 6 階 C 号室
土屋ケアカレッジ 名古屋教室
愛知県名古屋市中村区名駅南 1 丁目 10 番 9 号 山善ビル 6 階
土屋ケアカレッジ 名古屋教室(第2会場)
愛知県名古屋市中村区名駅南 1 丁目 10 番 9 号 山善ビル 6 階
土屋ケアカレッジ LC みおつくし守山教室
愛知県名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根 3210-2
土屋ケアカレッジ 本郷駅前教室
愛知県名古屋市東区本郷2丁目63番地 ザ・ウィングス201
土屋ケアカレッジ ホワイトケアスマイル南陽茶屋教室
愛知県名古屋市港区秋葉 2 丁目 115
土屋ケアカレッジ 日進教室
愛知県日進市竹の山 2 丁目2415
土屋ケアカレッジ 桑名れんげの里教室
三重県桑名市筒尾 6 丁目 10-11
土屋ケアカレッジ 鈴鹿れんげの里教室
三重県鈴鹿市長太新町 1 丁目 11-13 れんげの里おいな苑すずか
土屋ケアカレッジ CS ナーシング千音寺教室
愛知県名古屋市中川区千音寺3丁目129番地
土屋ケアカレッジ 壬生野教室
三重県伊賀市川東 1659-5
土屋ケアカレッジ いちしの里津教室
三重県津市一志町日置46
土屋ケアカレッジ さくら浜松教室
静岡県浜松市中央区尾張町 124 番地の 3
土屋ケアカレッジ 宇治教室
京都府宇治市宇治壱番 134 番 1 宇治荒川ビル 3 階
土屋ケアカレッジ 尼崎教室
兵庫県尼崎市昭和通 3-90-1 KR ビルディング 406
土屋ケアカレッジ 尼崎教室(第 2 会場)
兵庫県尼崎市昭和通 3-90-1 KR ビルディング 301
土屋ケアカレッジ 堺教室
大阪府堺市堺区熊野町東 1 丁目 1-29 DK ビル 3 階
土屋ケアカレッジ 京橋教室
大阪府都島区片町 2 丁目 9-28 YK ビル 3 階
土屋ケアカレッジ 難波教室
大阪府大阪市浪速区元町1丁目 11-8 SAKIMOTO BLDG701 号室
土屋ケアカレッジ クローバー此花教室
大阪府大阪市此花区高見 2 丁目 8 番 1 号

土屋ケアカレッジ 桃寿苑枚方教室
大阪府枚方市岡本町 10-25 桃寿苑枚方
土屋ケアカレッジ 葵豊中教室
大阪府豊中市蛍池東町 2-3-23-101
土屋ケアカレッジ 新居浜教室
愛媛県新居浜市松木町 5 番 1 号
土屋ケアカレッジ 岡山教室
岡山県岡山市北区西古松 1 丁目 18-8
土屋ケアカレッジ 広島教室
広島県広島市東区光町 1 丁目 8-20 プレジデント光ヶ丘 202
土屋ケアカレッジ 広島教室(第 2 会場)
広島県広島市東区光町 1 丁目 8-20 プレジデント光ヶ丘 202
土屋ケアカレッジ 福岡薬院教室
福岡県福岡市中央区高砂 1-1-25 ホテルニューガイア天神南 2 階
土屋ケアカレッジ 福岡薬院教室(第 2 会場)
福岡県福岡市中央区高砂 1-1-25 ホテルニューガイア天神南 2 階
土屋ケアカレッジ 福岡今宿教室
福岡県福岡市西区今宿町 583 サンルーム輝き
土屋ケアカレッジ ケアリング県庁前教室
福岡県福岡市博多区千代 3 丁目 19-1
土屋ケアカレッジ 小倉駅前教室
福岡県北九州市小倉北区浅野 2 丁目 13-23 幹線ビル 1 号館
土屋ケアカレッジ 飯塚教室
福岡県飯塚市有井 320-23
土屋ケアカレッジ 長崎教室
長崎県長崎市目覚町 3-5 Modern Palazzo 浦上駅前 803
土屋ケアカレッジ宮崎教室
宮崎県宮崎市垣久南 2 丁目 1 番地 1 城南センタービル 2 階
土屋ケアカレッジ 熊本教室
熊本県熊本市東区健軍 3 丁目 50-1 レスポワール MIWA702
土屋ケアカレッジ 鹿児島教室
鹿児島県鹿児島市中町 4 番地 19 SKFcore2-3F
土屋ケアカレッジ那覇教室
沖縄県那覇市松山2丁目 21 番地 26 号 KS ビルヂィング 2 階
土屋ケアカレッジ シティホーム山鼻教室
北海道札幌市中央区南16条西19丁目1番地 32
土屋ケアカレッジ オウル桂川教室
福岡県嘉穂郡桂川町土師 2051-9
土屋ケアカレッジ たまきな荘玉名教室
熊本県玉名市玉名 2194
土屋ケアカレッジ つくし阿蘇教室
熊本県阿蘇市内牧 911-8

土屋ケアカレッジ　特別養護老人ホーム　せとうち教室
岡山県瀬戸内市邑久町福中 1180
土屋ケアカレッジ　せとうちの郷　西大寺教室
岡山県岡山市東区西大寺北 966
土屋ケアカレッジ　湖郷の彩風彦根教室
滋賀県　彦根市松原町字網代口 1435-13
土屋ケアカレッジ 和歌山新宮教室
和歌山県新宮市蓬莱 2-2-11
土屋ケアカレッジ 郡山教室
福島県郡山市日和田町字植初 34 番 12B
土屋ケアカレッジ 大分教室
大分県大分市中央町 1 丁目 4-22 サクラヤビル 402 号室
土屋ケアカレッジ フェニックス那珂教室
茨城県那珂市飯田 1733-1 医療法人慈心会
土屋ケアカレッジ ウコウコヤオ越谷教室
埼玉県越谷市川柳町 2-164-2 越谷デイサービス 151A
土屋ケアカレッジ　吾妻福祉会教室
長崎県雲仙市吾妻町栗林名 439 番地
土屋ケアカレッジ　関東日本語アカデミー教室
埼玉県鴻巣市人形 2-1-67 4階教室 C
土屋ケアカレッジ　なのはな市川教室
千葉県市川市中国分 1-13-1

【修業年月】
第 4 条
(1)本講座の修業年限は 6 ヵ月とする。
(2)前項の期間内に全科目を受講完了できなかった場合は、受講開始日から最長1年間まで在籍期間を延長することができる。

【定員】
第 5 条
学級の定員は 20 名以下とする。

【養成課程】
第 6 条
実務者研修(通信課程)とする。

【カリキュラム・履修方法】
第 7 条
(1)研修のカリキュラム及び履修認定科目は別紙 1 のとおりとする。
(2)科目の免除は、別紙 2 のとおりとする。

(3)スクールアワーによるカリキュラム編成とする

【休業日】
第 8 条
天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と当法人が判断した場合に研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、振替受講の別日を設定し、受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

【入学時期】
第 9 条
入学の時期は、学級の開講日とする。

【入学資格】
第 10 条
入学資格は、次のとおりとする。

(1)50 時間コース
介護職員基礎研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修終了までに当法人に提出していること。
※当法人に提出できない場合は、無資格扱いとなり 440 時間コースへ変更とする。

(2)85 時間コース(スクールアワー適用)
訪問介護員養成研修 1 級課程を修了し、その修了を証明できる書類を研修終了までに当法人に提出していること。
※当法人に提出できない場合は、無資格扱いとなり 440 時間コースへ変更とする。

(3)310 時間コース(スクールアワー適用)
訪問介護員養成研修 2 級課程または、初任者研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修終了までに当法人に提出していること。
※当法人に提出できない場合は、無資格扱いとなり 440 時間コースへ変更とする。

(4)410・440 時間コース(スクールアワー適用)
介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修 1 級課程、訪問介護員 2 級課程、初任者研修のいずれも修了していない者、または、修了していることを証明する書類を当法人に提出していない者。

(5)受講対象者は各ケアカレッジエリア近郊在住、在勤で通学が可能な者

【入学者の選考】
第 11 条
(1)本講座を受講することができる者は、本講座受講申込期間の定員数内に応募し、所定期日までに受講料を納付した者とする。

(2)外国籍を有する者で本講座を受講することができる者は、日本語能力試験N3クラス以上、またはそれに相当する日本語能力を有するものとする。

【入学手続き】
第 12 条
(1)電話、メール、Web にて受付。(各種資格証明書は添付又は郵送にて確認)当法人事務局より期日までに申込を行った者に対し、書類選考後受講決定有無の連絡を入れる。
(2)受講決定通知を受け取った受講生は、支払期日までに受講料を納入する。
(3)当法人は受講料の納入を確認した後に、受講の案内等を郵送する。

【休学】
第 13 条
受講生は、疾病その他やむを得ない理由により就学をすることが難しい場合は、休学の申し出をし、当法人の許可を得なければならない。

【復学】
第 14 条
休学していた者は、休学の理由が解消し、復学を希望するとき、復学の申し出をし、当法人の許可を得なければならない。

【退学】
第 15 条
(1)退学しようとする受講生は、退学の申し出をし、当法人の許可を得なければならない。
(2)第 19 条の規定に反する者は受講を取り消すことができる。

【学習の評価及び課程修了の認定】
第 16 条
(1)テキストによる自宅学習(通信課程)全てと、スクーリングによる学習(面接授業)の全てを受講(通信・実技試験合格)することで修了の認定となる。
全 20 科目(440 時間)+演習(16 時間)を学習する。
(評価基準)
合格は、ABCD の 4 段階の判定とする。
評価基準 評価 合否
90 点以上～100 点 A
80 点以上～90 点 B 合格
70 点以上～80 点 C
70 点未満 D 不合格
D 判定は、不合格とし再試験となる。C 判定以上の判定がでない場合は合格するまで試験を繰り返し行うものとする。
(介護過程Ⅲ)
面接授業は指定された日に本校研修会場にて行う。

演習の全てに参加し、演習後の実技試験において C 判定の基準に達することで合格とする。C 判定以上の評価がでるまで試験を繰り返し行うものとする。
(医療的ケア)
医療的ケアの授業は指定された日に本校研修会場にて行う。
演習の全てに参加し、演習後の実技試験において C 判定の基準に達することで合格とする。C 判定以上の評価がでるまで試験を繰り返し行うものとする。

(2)修了の認定 修了証明書の交付
修了を認定されたものには、当法人において修了証明書を交付することとする。
修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。
再発行にかかる手数料については、 2,000 円+発送費用 を修了者の負担とする。

【受講料】
第 17 条
受講予定者の有する資格 受講料
無資格 75,000 円
ホームヘルパー 2 級資格
介護職員初任者研修修了 64,000 円
ホームヘルパー 1 級資格 55,000 円
看護師 60,000 円
介護職員基礎研修修了 35,000 円

【教職員組織】
第 18 条
研修を実施するにあたり、以下の教員を置く。
(1) 養成施設の長
(2) 業務に関する主任者
(3) 専任教員
(4) 介護過程Ⅲ担当教員
(5) 医療的ケア担当教員
(6) 事務職員

【懲戒】
第 19 条
懲戒は次の各号のいずれかに該当した場合は、戒告、退学の措置をとることができる。
(1) 素行不良(遅刻常習・無断欠席・演習課題の遅延が常習等)で改悛の見込みがないと認められる時。
(2) 秩序を乱し、受講生としてふさわしくない行為のあった場合。
(3) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる場合。
(4) 上記の 3 項を含み、その他の学則に違反がない者で、個人の日本語能力、学習能力に問題があり、修了の見込みがないと当事業所から判断された場合。

この場合に限り、受講料の半額返金を行い退学とする。
(5) その他この学則または、これに基づく規定に違反した場合。

【個人情報の保護】
第 20 条
(1) 基本的事項
当事業所は、個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。
(2) 目的外利用・提供の禁止
当事業所は、都道府県に研修実施状況を報告する場合を除き、研修の実施に際して知り得た個人情報を研修目的以外のために利用し、又は第三者に提供しない。
(3) 複写、複製の禁止
当事業所は、受講生の承諾がある場合を除き、本受講生から研修のために渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製しない。
(4) 秘密の保持
研修にたずさわる者は、研修実施に際して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。業務を廃止した後においても、同様とする。

【その他の事項】
第 21 条
研修事業の実施にあたり、次の通り必要な措置を講じることとする。
(1) 研修の受講に際して、受講申込受付時又は受講決定通知の連絡を入れるまでに本確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講を認めないものとする。
1 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
2 住民基本台帳カードの提示
3 健康保険証の提示
4 運転免許証の提示
5 パスポートの提示
6 年金手帳の提示
7 国家資格等を有する者については免許証又は登録証の提示等
(2) 研修に関して下記の苦情窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生た場合には迅速に対応する。
苦情対応窓口:土屋ケアカレッジ運営事務局 電話 050-3138-2024

【施行細則】
第 22 条
この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

【附則】
第 23 条

この学則は令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 4 年 9 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 4 年 12 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 5 年 2 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 5 年 3 月 15 日から施行する。
附 則
この学則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 5 年 5 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 6 年 5 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 6 年 9 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 7 年 2 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 7 年 5 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 7 年 9月 1 日から施行する。
附 則

この学則は令和 7 年 11月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 8 年 2 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 8 年 5 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 8 年 7月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 8 年 11 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 8 年 12 月 1 日から施行する。
附 則
この学則は令和 9 年 2 月 1 日から施行する。